

東京第一会計ニュース

2012(平成24)年9月1日発行

No.94
CONTENTS

第34回 末広会総会開催のご案内

顧問先紹介【株式会社 明祥】

ワンポイント税務～名義預金～

編集部コラム

秋

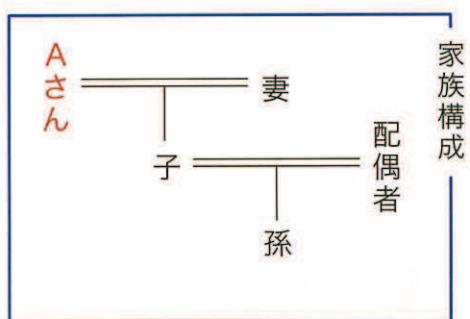
いしづえ



ワンポイント税務

名義預金

6



◆ ケーススタディ ◆

相続税の申告では株式の評価や土地の評価など、複雑な計算を必要とするものもありますが、それに先立つて確認しなければならないことがあります。

それは、何が相続財産になるのかを判断することです。今回はその中でも名義預金について取りあげたいと思います。

皆さんはご家族やお孫さんの名義で通帳を作り預金をされていませんか。実はこの預金、相続税の税務調査でしばしば問題になるケースがあります。

相続税の申告では株式の評価や土地の評価など、複雑な計算を必要とするものもありますが、それに先立つて確認しなければならないことがあります。

A 私には小学生になる孫がいますが、孫のために、孫名義の通帳を作り預金をしています。このままの状態で私の相続が発生した場合、この預金はどのように取り扱われますか？

税理士 私には小学生になる孫がいますが、孫のために、孫名義の通帳を作り預金をしています。このままの状態で私の相続が発生した場合、この預金はどのように取り扱われますか？

税理士 本来は通帳や印鑑の管理はお孫さんが行わなければいけないのですが、お孫さんは未成年者であるためご両親に管理を任せて、Aさんはお金を振り込んでいるだけ等の諸条件が揃えば、お孫さんへの贈与が認められ、相続財産とはなりません。

◆ 詳説 ◆

預金の取扱いについて、以下の条件をすべて満たしている場合には名義人への贈与と考えられ、それ以外の場合には相続財産とされます。

条件① “所有権が名義人にあること”

民法では所有権について次のように定めています。

民法第206条（所有権の内容）

所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の **使用**、**収益** 及び **処分** をする権利を有する。

所有権の3つの要件を名義預金について当てはめて考えてみましょう。

この通帳の管理をAさんが行っているということですでの、引き出すこともAさん自身の意思次第ということになりますから、Aさんの財産であることを裏付けてします。

A では、相続財産にならないようにするためには、どのようにしたらよいのでしょうか？

使用・その預金を名義人が自由に使うことができる

収益・その預金の利息を名義人が自由に受け取ることができる

処分・その預金を名義人が自由に他人に譲るなど口座自体を手放すことができる

先の要件をすべて満たしたとき、その預金の所有権は名義人に帰属します。

考察

今回のケーススタディの場合、Aが通帳や印鑑の管理・支配を行っており、孫は自由に預金の使用、収益及び処分を行えないため、Aに預金の所有権が帰属します。

条件②

”名義人が預金の存在と贈与の事実を認知していること“

民法では贈与について次のように定めています。

民法第549条（贈与）

贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる。

相互間での“あげる”“もらう”的意思確認が必要となり、受贈者が知らない贈与は民法上、贈与自体が成立しません。

考察

今回のケーススタディでは、Aが通帳を作成し預金をしているにすぎず、孫の受諾も得ていないため、贈与とは認められません。

ちょっと注目!

受贈者が未成年者の場合

民法第5条（未成年者の法律行為）

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

考察

未成年者が、贈与を受けることは単に権利を得るだけの行為であるため、贈与契約の効力が認められます。ただし、意思能力（法的な物事を判断する能力）がないとされる場合には、その契約は無効となります。意思能力の有無については明確な規定がないため状況により変化します。

民法第818条（親権者）

成年に達しない子は、父母の親権に服する。

民法第824条（財産の管理及び代表）

親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。

注意点 贈与の都度、当事者間で贈与契約書を作成しておきましょう。

また、贈与税は暦年課税の場合、年間の基礎控除額が110万円ですので、1年間に110万円を超えて振込が行われている場合には、贈与税が課税されます。

まとめ

今回は名義預金について取り上げました。贈与はこの他にも考慮しなければならないことがあります。十分に注意して行う必要があります。

考察 本来であれば、名義人が通帳の管理をしなければなりませんが、名義人が未成年者である場合には、親権者が財産を管理することができます。よって親権者が通帳を管理している場合でも、その預金の所有権は名義人である未成年者が有します。ただし、贈与者が通帳の管理者と同一の場合には、所有権は贈与者に帰属します。

者である場合には、親権者が財産を管理することができます。よって親権者が通帳を管理している場合でも、その預金の所有権は名義人である未成年者が有します。ただし、贈与者が通帳の管理者と同一の場合には、所有権は贈与者に帰属します。

例えば、未成年者の孫に意思能力がある場合には、Aと孫の間で贈与契約を締結することができます。その場合に、孫の親権者である子が通帳を管理していれば、その預金の所有権は孫に帰属します。

ただし、その他にも条件があるため、贈与として認められない場合があることにも注意が必要です。



季節の変わり目は体調を崩しやすい時です。先日、私も体調を崩して、ひどい頭痛がしました。そこで、今回は頭痛について取りあげてみたいと思います。



頭痛にはいくつかのタイプがあります

- ① 日常的な生体反応としての頭痛
二日酔いやアイスクリームを食べた時に起こる頭痛です。
- ② 脳の病気などが原因の頭痛（症候性頭痛）
脳腫瘍、くも膜下出血や脳梗塞などの脳血管、障害などの病気にによって起こるものです。
- ③ 慢性頭痛
片頭痛、緊張型頭痛、群発頭痛などの慢性的な頭痛です。



- イ 片頭痛**…頭の片側の頭痛として現れることが多く、女性に多く見られます。
- ロ 緊張型頭痛**…心身のストレスによって起こる頭痛です。
- ハ 群発頭痛**…群発地震のように、ある期間に集中して起こり、男性に多く見られます。
- このように、頭痛の種類によつて対処方法が異なってきます。そのため、頭痛が起きた時は専門医の診察を受け、ご自身がどの種類の頭痛なのかを認識することが重要です。
- 今後の皆様の健康に少しでもお役に立てれば幸いです。

対処方法

今回は、慢性頭痛の対処方法をご紹介いたします。

イ 片頭痛

- ・暗く静かな部屋で安静にする
- ・こめかみや痛む部分を冷やす
- ・鎮痛剤の服用
- ・コーヒーやお茶などのカフェインの摂取

ロ 緊張型頭痛

- ・入浴や凝っている部分をホットパックなどで温める
- ・マッサージや指圧
- ・ストレッチ

ハ 群発頭痛

- ・鎮痛剤の服用
- ・酸素吸入



これは、税務調査においても同様に思っています。税法は租税法律主義であり、法律に記載のない税金は払う必要はないものの調査官も人ですから、誤審“され”るよう日々の経理にも配慮が必要なようです。

今回のワンボイント税務では「名義預金」について取りあげました。名義預金に関しては、納税者側が“誤信”をしてしまっているケースが多く見られます。それにより相続税の調査で財産認定され、加算税等の余計な納税を強いられます。

秋に向け、寒暖の差が激しくなってきますので、皆様も体調管理には充分気を付けてお過ごし下さい。

（編集部）

編集後記

今夏は、ロンドンオリンピックがありました。皆様はオリンピックをご覧になりましたでしょうか。私が今回のオリンピックで気になったことは、審判の誤審です。審判の判定に対して、ビデオ判定であつさりと勝敗が覆ったシーンを何度も見ました。しかしながら、人が判定する以上は誤審が起こってしまうこともあります。